

令和 8 年 5 月 2 2 日

令和 8 年度第 2 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和8年度第2回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市あがたの森文化会館条例施行規則の一部改正について

[報告]

- 第1号 松本市学校部活動の地域展開検討協議会委員の委嘱について
- 第2号 市立特別支援学校設置に係る取組状況について【非公開】
- 第3号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について
- 第4号 松本市学校運営協議会委員の変更について

[その他]

議案第 2 号

松本市あがたの森文化会館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

近年の器具の使用頻度と維持管理費の上昇を鑑み、器具使用料に係る所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市あがたの森文化会館条例施行規則別表第1（第3条の2関係）にアップライトピアノを追加し、一部の字句を改正するもの

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当 生涯学習課

課長 野口 典宏

電話 32-1132

松本市あがたの森文化会館条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）新旧対照表

改正前			改正後		
(使用の申請)			(使用の申請)		
第2条 〔略〕			第2条 〔略〕		
2 使用の申請は、使用日前 <u>2カ月</u> から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この <u>限り</u> ではない。			2 使用の申請は、使用日前 <u>2か月</u> から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この <u>限り</u> でない。		
3 教育委員会は、第1項の申請に対して許可したときは、松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書（様式第2号）又は松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第2号の2）を申請者に交付する。			3 教育委員会は、第1項の <u>規定による</u> 申請に対して許可したときは、松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書（様式第2号）又は松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第2号の2）を申請者に交付する。		
(使用の取消)			(使用の取消)		
第3条 <u>前条</u> の許可を受けた者が使用を取り消す場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。			第3条 <u>前条第3項の規定による</u> 許可を受けた者が使用を取り消す場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。		
(使用料の減免)			(使用料の減免)		
第4条 〔略〕			第4条 〔同左〕		
2 〔略〕			2 〔同左〕		
3 第1項の規定は、冷暖房使用料については適用しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの <u>限り</u> ではない。			3 第1項の規定は、冷暖房使用料については適用しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの <u>限り</u> でない。		
4 教育委員会は、第1項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市あがたの森文化会館使用料減免決定書（様式第2号）又は松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第2号の2）を交付する。			4 教育委員会は、第1項の <u>規定による</u> 申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市あがたの森文化会館使用料減免決定書（様式第2号）又は松本市あがたの森文化会館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第2号の2）を交付する。		
別表第1（第3条の2関係）			別表第1（第3条の2関係）		
区分		単位	金額	区分	
〔略〕				〔同左〕	
ピアノ	〔略〕			グランドピアノ	〔同左〕
アップライトピアノ		1台1回	200	〔同左〕	
〔略〕					

備考 1 [略] 2 この表に掲げる器具（展示パネルを除く。）を条例別表第1号に定める午前～午後、午後～夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。 [略] 3 [略] 別表第2（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象事由</th><th style="width: 50%;">減免額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td><td rowspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める<u>申し出</u>があったとき。</td></tr> <tr> <td>(3)・(4) [略]</td></tr> </tbody> </table>	対象事由	減免額	(1) [略]	[略]	(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める <u>申し出</u> があったとき。	(3)・(4) [略]	備考 1 [同左] 2 この表に掲げる器具（展示パネル及び<u>アップライトピアノ</u>を除く。）を条例別表第1号に定める午前～午後、午後～夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。 [同左] 3 [同左] 別表第2（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象事由</th><th style="width: 50%;">減免額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [同左]</td><td rowspan="3">[同左]</td></tr> <tr> <td>(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める<u>申出</u>があったとき。</td></tr> <tr> <td>(3)・(4) [同左]</td></tr> </tbody> </table>	対象事由	減免額	(1) [同左]	[同左]	(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める <u>申出</u> があったとき。	(3)・(4) [同左]
対象事由	減免額												
(1) [略]	[略]												
(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める <u>申し出</u> があったとき。													
(3)・(4) [略]													
対象事由	減免額												
(1) [同左]	[同左]												
(2) 使用開始前に使用の取消し又は変更を求める <u>申出</u> があったとき。													
(3)・(4) [同左]													

様式第1号中「こと」を「こと。」に改める。

様式第1号の2中「うえ」を「上」に改める。

様式第2号中「こと」を「こと。」に改める。

報告第 1 号

松本市学校部活動の地域展開検討協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市学校部活動の地域展開検討協議会委員のうち、中学校長会、PTA連合会に委嘱をしていた委員の異動に伴い、後任委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

2 委嘱者

委員名簿のとおり

3 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への展開が完了するまでの間とする。

4 松本市学校部活動の地域展開検討協議会設置要綱（抜粋）
（組織）

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) スポーツ・文化活動関係者

(3) 有識者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 今後の予定

令和8年6月に、令和8年度第1回協議会を開催します。



学びに、遊びや体験を。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

松本市学校部活動の地域展開検討協議会 委員名簿

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

大区分	小区分	氏名	所属等
有識者	大学教授等 (2人)	高山 智史	長野大学社会福祉学部 准教授
		本間 崇教	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 専任講師
学校関係者	校長会 (2人)	丸山 剛生	信明中学校長
		関 雅夫	梓川中学校長
	PTA連合会 (2人)	池田 紫乃	会長等役職に関わらず部活動の地域クラブ活動への移行に積極的に参加いただける役員から男女2名を選出
		谷田部 和良	
スポーツ・文化関係者	スポーツ関係 (2人)	横内 俊哉	市スポーツ協会事務局長
		柄沢 深	スポーツクラブ関係者等：NP0 法人松本山雅スポーツクラブ理事長
	文化関係 (1人)	青山 織人	芸術文化関係団体の長：芸術文化振興財団理事長
教育委員会が必要と認める者	地域団体等 (1人)	小嶋 和好	松本市公民館長会：鎌田地区公民館長

2 事務局

部局名	課名または役職名
教育委員会	教育長、教育次長、教育監、教育政策課、学校教育課、生涯学習課
文化観光部	文化観光部長、文化振興課
スポーツ部	スポーツ部長、スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課
住民自治局	住民自治局長、地域づくりセンター長

松本市学校部活動の地域展開検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への展開を検討するため、松本市学校部活動の地域展開検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への展開に関すること。
- (2) 地域展開に係る市の基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から学校部活動の地域展開が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 3 号

松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

1 趣旨

標記委員会の委員任期が令和8年6月18日付で任期満了となるため、松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

別紙のとおり

3 任期

令和8年7月1日から1年

4 根拠法令(抜粋)

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校長

(2) P T A関係者

(3) 松本市保健所関係者

(4) 学校給食課長

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 学校給食課

課長 輪湖 稔

電話 86-1130

令和 8 年度松本市学校給食食品等選定委員会委員名簿

任期：令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日

	区 分	氏 名	役 職 名	備考
*	学 校 長	やまぐち ひろこ 山口 弘子	島立小学校 校長	
*	学 校 長	こまつ のぶゆき 小松 伸行	旭町中学校 校長	副委員長
	P T A 関係	たなか きよみ 田中 清文	松本市 P T A 連合会 副会長	
	松本市保健所関係者	まつお なみ 松尾 奈美	松本市保健所保健予防課 管理栄養士	
*	学校給食課長	わこ みのる 輪湖 稔	学校給食課 課長	委員長
	教育委員会が必要と認める者	なるせ ゆうこ 成瀬 祐子	松本大学人間健康学部健康栄養学科 准教授 管理栄養士	
	〃	てらだ のりこ 寺田 紀子	芳川小学校 栄養教諭	
	〃	しらさわ まさひこ 白澤 政彦	東部学校給食センター 係長（調理員）	

*の方は、年度末の人事異動により、後任として4月1日付で別途委嘱済です。（任期：令和8年6月18日）

教育委員会資料
8. 5. 22
生涯学習課・中央公民館

報告第 4 号

松本市学校運営協議会委員の変更について

1 趣旨

令和8年第12回定例教育委員会で承認された令和8年度の学校運営協議会委員について、所属団体の人事異動や役員改選等により、委員を変更することを改めて報告するものです。

2 変更内容

(1) 大野川小・中学校 学校運営協議会

変更前（3/26時点）	変更後	理由
上松 義明 （大野川区町会長）	中澤 敬 （大野川区町会長）	・役員改選のため ・既に子ども会育成会長の立場で委員であるが大野川区町会長として委嘱
中澤 敬 （大野川区子ども会育成会長）	齊藤 雄太 （さわんど温泉観光組合副組合長）	・卒業生であり在籍児童の保護者、地元の地域活動にも積極的に参画 ・大野川小・中学校長からの推薦に基づき委嘱

(2) 四賀小学校・会田中学校 学校運営協議会

変更前（3/26時点）	変更後	理由
中村 哲司 （四賀地区町会連合会長）	瀧澤 勝美 （四賀地区町会連合会長）	役員改選のため

(3) 筑摩小学校 学校運営協議会

変更前（3/26時点）	変更後	理由
佐藤 礼子 （筑摩児童センター長）	伊藤 祐子 （筑摩児童センター長）	人事異動のため
平林 美江 （神田保育園長）	堀田 知夏 （神田保育園長）	人事異動のため

※詳細は別紙名簿のとおり

3 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(参考) 根拠法令

松本市学校運営協議会規則（抜粋）

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の学校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当であると認める者

2 教育委員会は、対象学校の学校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該学校長から意見を聴くものとする。

3 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第7条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

松本市地域学校協働活動推進員設置要綱（抜粋）

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な連絡調整に関する活動
- (2) 地域又は学校の教育活動への支援、企画又は参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他の必要な協議体との連携、調整に関する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動

(任期等)

第5条 推進員の任期は、委嘱された日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員に欠員が生じたときは、新たに推進員を委嘱することができる。この場合において、新たに委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	野口 典宏
電話	32-1132

別紙

令和8年度大野川小中学校 学校運営協議会委員名簿 (案)

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

No	地域	氏 名	区分	所属等	備考
1	沢渡	百瀬 輝正	(1)	沢渡町会長	
2	大野川	福島 真	(1)	大野川小・中学校同窓会長	
3	大野川	木村 希喜	(3)	やらずわ会長	
4	大野川	齋藤 元紀	(1)	(一社)松本市アルプス山岳郷	
5	沢渡	齋藤 雄太	(2)	保護者・OB さわんど温泉観光組合副組合長	新
6	大野川	奥灘 充	(1)	のりくら観光協会 信州乗鞍グリーンツーリズム推進協議会	
7	大野川	齋藤 聡介	(3)	大野川区副町会長 クロスカントリースキーコーチ	新
8	大野川	齋藤 克彦	(2)	P T A会長	
9	大野川	中澤 敬	(1)	大野川区町会長 大野川区子ども会育成会長	
10	大野川	齋藤 真弓	(2)	P T A副会長	新
11	大野川	良波 圭哉	(3)	乗鞍スキークラブ育成会	新
12	大野川	中原 由紀子	(3)	民生児童委員	
13	大野川	上松 恵二	(3)	松本警察署少年警察補導員 松本市交通安全指導員	新
14	大野川	齋藤 優子	(2)	保護者・白骨代表・元教員	新
15	大野川	穂苅 俊祐	(1)	宮の原代表	新

- 区分
- (1) 対象学校の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が適当であると認める者

別 紙

令和8年度四賀小学校・会田中学校 学校運営協議会委員名簿 (案)

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

No	地域	氏 名	区分	所属等	備考
1	五常	藤松 正之	(3)	元四賀公民館長	
2	五常	瀧澤 勝美	(1)	四賀地区町会連合会長 四賀地区地域づくり協議会長	新
3	会田	藤森 賢	(3)	四賀林研グループ 藤森組代表	
4	中川	中嶋 一夫	(1)	会田中学校同窓会長	
5	中川	岩渕 浩子	(3)	主任児童委員	
6	錦部	浜崎 勝郎	(2)	会田中学校PTA会長	新
7	錦部	山田 貴由	(2)	四賀小学校PTA会長	新
8	中川	渡邊 益知	(3)	四賀地区文化財保護協会副会長	
9	中川	市川 恵一	(1)	四賀地区文化財保護協会会長	
10	錦部	塩田 朱美	(1)	四賀にきましょ移住相談室長 四賀地区地域づくり協議会	
11	会田	常田 兼弘	(1)	四賀地区社会福祉協議会長 四賀むらづくり株式会社代表	
12	会田	大宮 桃子	(2)	Creative Art Village-Aidaムム 四賀地区地域づくり協議会	
13	中川	藤原 亨大	(2)	元四賀小学校PTA会長 元四賀小学校PTA校外指導委員長	
14	中川	古家 節子	(1)	信州四賀たべくら農園	
15	錦部	木村 有一	(3)	NPO法人 峠茶屋 理事長	

- 区分
- (1) 対象学校の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が適当であると認める者

別 紙

令和 8 年度筑摩小学校 学校運営協議会委員名簿 （案）

任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

No	地域	氏 名	区分	所属等	備考
1	筑摩	濱本 初美	(2)	本会サポーター（旧PTA会長）	
2	筑摩	若松 一恵	(2)	本会サポーター（会計）	
3	庄内	西口 恵利子	(3)	読書ボランティア	
4	筑摩	津野 紀子	(3)	英語ボランティア	
5	筑摩	青木 秀夫	(3)	ネギ栽培講師	
6	筑摩	降旗 一路	(3)	米作り講師・地元米業者	
7	庄内	降旗 徳行	(3)	スポーツ地域指導者	
8	－	伊藤 祐子	(3)	筑摩児童センター長	新
9	－	堀田 知夏	(3)	神田保育園長	新
10	筑摩	百瀬 雅仁	(1)	保護司・盛々会	
11	筑摩	森下 明子	(1)	庄内主任児童委員	
12	神田	猪瀬 勝仁	(1)	神田町会長	新
13	－	降旗 清人	(3)	第一地区公民館長	新
14	－	太田 賀夫	(3)	第二地区公民館長	新
15	中条	水野 範明	(1)	中条中町会長 第一地区子ども会育成会長	

- 区分
- (1) 対象学校の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が適当であると認める者